

公告 第663号

## 組合規程の一部変更について

令和2年2月21日付SCSK健発第823号をもって、以下の規程の一部を変更することについて、関東信越厚生局長宛に届出したので、公告する。

令和2年3月2日

SCSK健康保険組合  
理事長 小林 良成

■変更する規程

- ・各種健康診査等実施規程

以上

各種健康診査等実施規程  
新旧条文対照表

新	旧
「略」	「略」
(健康診査等の範囲)	(健康診査等の範囲)
<p><b>第2条</b> 組合が実施する健康診査等の範囲は次のとおりとする。</p> <p>(1) 特定健診</p> <p>(2) 人間ドック</p> <p>(3) 労働安全衛生法に基づく定期健康診断(以下「定期健康診断」という)</p> <p><u>(4) 生活習慣病健診</u></p> <p>(5) 婦人科検査(子宮がん検査、乳がん検査)</p> <p>(6) オプション検査(脳MR、胸部CT、心血管)</p> <p>(7) 歯科健診</p> <p>(8) がん検査(郵送検査)</p> <p>ただし、組合が委託する健康診断委託業者(以下「委託業者」という)の契約医療機関(以下「契約医療機関」という)を利用しなければならない。</p> <p>なお、上記(7)、(8)の健康診査等については別途定める規定に基づくものとする。</p>	<p><b>第2条</b> 組合が実施する健康診査等の範囲は次のとおりとする。</p> <p>(1) 特定健診</p> <p>(2) 人間ドック</p> <p>(3) 労働安全衛生法に基づく定期健康診断(以下、「定期健康診断」という)</p> <p>(4) 婦人科検査(子宮がん検査、乳がん検査)</p> <p>(5) オプション検査(脳MR、胸部CT、心血管)</p> <p>(6) 歯科健診</p> <p>(7) がん検査(郵送検査)</p> <p>ただし、組合が委託する健康診断委託業者(以下「委託業者」という)の契約医療機関(以下「契約医療機関」という)を利用しなければならない。</p> <p>なお、<u>(1)のうち高確法に基づく以外の特定健診、(2)、(3)を受診する際に、第3条に定める補助金支給要件の範囲で上記(4)、(5)を併せて受診することができる。</u></p> <p>また、上記(6)、(7)の健康診査等については別途定める規定に基づくものとする。</p>
(補助金支給要件)	(補助金支給要件)
<p><b>第3条</b> 補助金の支給を受けようとする者は、受診したとき、当該年度4月1日より受診日まで継続し</p>	<p><b>第3条</b> 補助金の支給を受けようとする者は、受診したとき、当該年度4月1日より受診日まで継続し</p>

て被保険者または被扶養者の資格を有し、かつ別表1の要件を満たしていなければならない。

(年齢は年度末時点の年齢とする)

「略」

(一時立替)

**第7条** 第6条の他、次に定める事由により契約医療機関以外の医療機関での受診を被保険者または被扶養者が希望した場合は、事前に常務理事の承認を受けた上で被保険者または被扶養者が一時的に実費を立て替えて第3条に定める健康診査等を受診できるものとする。(ただし、第2条(3)定期健康診断を除く)

「略」

(2)健康診査等の範囲、補助金の上限金額は以下のとおりとする。

- ・特定健診(7,020円)
- ・人間ドック(40,000円)
- ・生活習慣病健診(10,000円)

・婦人科検査(10,000円)

※いずれか片方の場合

子宮がん検査(4,000円)

乳がん検査(5,000円)

・オプション検査(心血管を除く)

胸部CT(7,000円)、脳MR(10,000円)

附則 この規程は令和2年4月1日から施行する。

て被保険者または被扶養者の資格を有し、かつ次の要件を満たしていなければならない。

(年齢は年度末時点の年齢とする)

「略」

(一時立替)

**第7条** 第6条の他、次に定める事由により契約医療機関以外の医療機関での受診を被保険者または被扶養者が希望した場合は、事前に常務理事の承認を受けた上で被保険者または被扶養者が一時的に実費を立て替えて第3条に定める健康診査等を受診できるものとする。(ただし、第2条(3)定期健康診断を除く)

「略」

(2)健康診査等の範囲、補助金の上限金額は以下のとおりとする。

- ・特定健診(7,020円)
- ・人間ドック(40,000円)
- ・婦人科検査(10,000円)

※いずれか片方の場合

子宮がん検査(4,000円)

乳がん検査(5,000円)

・オプション検査(心血管を除く)

胸部CT(7,000円)、脳MR(10,000円)

別表1

属性	健診対象年齢	定期健康診断	人間ドック	生活習慣病健診	特定健診	
被保険者(本人)	35歳以上(※40歳以上は特定健診を含む)		●			
	34歳以下	●				
被扶養配偶者	35歳以上(※40歳以上は特定健診を含む)			● ※どちらか1つ選択制		
	30歳～34歳				●	
被扶養者(配偶者以外)	40歳以上				●	
任意継続被保険者	被保険者(本人)	35歳以上(※40歳以上は特定健診を含む)		● ※どちらか1つ選択制		
		30歳～34歳			●	
	被扶養配偶者	35歳以上(※40歳以上は特定健診を含む)			● ※どちらか1つ選択制	
		30歳～34歳				●
	被扶養者(配偶者以外)	40歳以上				●

《婦人科検査》					
子宮がん検査	細胞診・内診		● ※被保険者女性・30歳以上被扶養配偶者(女性)		● ※30歳以上女性
乳がん検査	乳腺エコー		● ※被保険者女性・30歳以上被扶養配偶者(女性)		● ※30歳以上女性
	マンモグラフィ		● ※どちらか1つ選択制		● ※どちらか1つ選択制
《オプション検査》 ※任意で追加可能(自己負担有)					
胸部CT検査	ヘリカルCT、マルチスライス など	—	● 40歳以上 いずれか1つ選択制	—	—
心・血管(動脈硬化)検査	頸動脈エコー+血圧脈波+血中BNP	—		—	—
脳MR検査	脳MRA・MRI	—	● ※自己負担有	—	—

※定期健康診断、人間ドック、生活習慣病健診、特定健診を受診する際に、婦人科検査及びオプション検査を併せて受診することができる。